

育成料口座振替

1. 申込
2. 変更 依頼書
3. 廃止

令和 年 月 日

銀行
信用金庫 支店 御中
農業協同組合

依頼者住所
(納入者) _____

氏名 _____ 印

育成料を口座振替の方法により、支払うことにしたので下記事項を確認のうえ依頼します。

1. 保育料(延長保育料)・育成料納入通知書が貴店に送付されたときは、小切手の振出し、預金通帳及び預金払戻請求書の提出を要せずして下記の預金口座から、清瀬市へ支払ってください。
2. 預金口座残金が所定の振替日において納入通知書の記載金額に満たない時は、当該通知書を返却されても異議はありません。
3. 預金口座から振替えたことの私に対する通知は必要としません。
4. この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。
5. 申込書は1児童に対し1枚です。

施設名	預金科目	口座番号	預金者氏名(フリガナ)	お届け印
学童クラブ	普通			
	当座			

育成料口座振替

1. 申込
2. 変更 申込書(承諾書)
3. 廃止

施設名	フリガナ 児童氏名	フリガナ 保護者氏名	住所	
学童クラブ				
口座振替先金融機関(支払場所)		預金科目	口座番号	
銀行 信用金庫 農業協同組合 支店	店番	普通		
		当座		
		フリガナ 預金者氏名		

清瀬市長 殿

令和 年 月 日

取扱金融機関
(支店コード: _____)

社判

*** 口座振替申込のお手続きについて ***

清瀬市育成料の口座振替は、下記金融機関でお手続きができます。
「育成料口座振替依頼書」に、ご記入・ご捺印をいただき、ご希望の金融機関に提出してください。

ただし、ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行指定の「自動振込利用申込書」でのお手続きとなります。直接、ゆうちょ銀行にて「自動振込利用申込書」に、ご記入・ご捺印をいただき、ゆうちょ銀行に提出してください。

※ お手続きの際には、総合口座通帳、お届印をお持ちください。

【 清瀬市育成料取扱金融機関 】

● りそな銀行	本 ・ 支店
● 埼玉りそな銀行	本 ・ 支店
● 三井住友銀行	本 ・ 支店
● みずほ銀行	本 ・ 支店
● きらぼし銀行	秋 津 支 店
● 青梅信用金庫	秋 津 支 店
● 西京信用金庫	清 瀬 支 店
● 飯能信用金庫	清 瀬 支 店
● 東京みらい農業協同組合	清 瀬 支 店
● ゆうちょ銀行	本 ・ 支店

◎ 振替日は、原則として、毎月末日(末日が休日の場合は、翌営業日)です。

振替日に資金不足のないようお願いいたします。

※ ただし、12月分については、25日頃(休日の場合は翌営業日)となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

清瀬市 教育部 生涯学習スポーツ課 児童青少年係
TEL:042-497-2089